

長瀬太郎生川漁業協同組合三重内共第 7 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、長瀬太郎生川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する三重内共第 7 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あめご及びおいかわをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、友釣又は竿釣による遊漁の場合には、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定により申請があったときは、友釣又は竿釣による遊漁の場合は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項及び第 2 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法で、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ	竿釣（友釣に限る）	
あめご	竿 釣	
おいかわ	竿 釣	

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定め公示した日から12月31日まで
あめご	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定め公示した日から9月30日まで
おいかわ	組合が定め公示する期間内

2 前項の公示は組合の掲示板及び長瀬太郎生川漁協ホームページに公示するものとする。

(全長制限)

第 5 号 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全 長
あめご	12センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 6 条 あゆ遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、中学生以下は無料、年券での遊漁者が女性又は肢体不自由者のときは5,500円とする。

漁場区域	魚種	漁法	期 間	遊漁料
組合が指定する区域	あゆ	友釣	年券（解禁日より）	11,000円
			日券（解禁日翌日以降）	3,000円

2 あめご、おいかわ遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは二分の一に相当する額、女性は六十パーセントを乗じた相当額とする。

漁場区域	魚種	漁法	期 間	遊漁料
組合が指定する区域	あめご	竿釣	年券（解禁日より）	5,000円
			日券（解禁日翌日以降）	2,000円
	おいかわ	竿釣	年券（解禁日より）	500円
			日券（解禁日より）	200円

3 遊漁料の納付は、組合が指定する販売店（長瀬太郎生川漁協ホームページ <https://www.nagasetarou-gyokyo.com> に記載）又は FISHPASS（フィッシュパス）オンラインシステムにおいて納付しなければならない。
ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。この場合は2,000円加算した額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 4 遊漁承認証は再発行しない。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際して相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
名張川布施橋及び飯垣内橋の下流100mの区域

（漁場監視員）

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処遇)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

遊 漁 承 認 証

表

裏

令和	年度	遊漁承認証	No. _____
魚種：鮎友釣・あまご竿釣・おいかわ竿釣 (年券・日券) (遊漁料 円)			
遊漁者 氏名		年齢	才
承認期間：			
漁業区域：長瀬太郎生川		長瀬区域内	太郎生区域内
販売店名：		取扱者：	
発行者 長瀬太郎生川漁業協同組合			印

<p>(注 意 事 項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁の際は本証を漁場監視員の見やすい所に携帯してください。 2. 本証を他人に貸与はしないで下さい。 3. 遊漁者は適当な距離を保ち、他人の迷惑となる行為をしないで下さい。 4. 鮎友釣・あまご竿釣・おいかわ竿釣以外の釣りについては遊漁の中止を命じる。 5. 氏名は必ず記入し、漁場監視員の要求があれば本証を提示して下さい。 6. 遊漁承認証の再発行は致しません。 7. 遊漁中の事故に関しては、組合では一切の責任を負いません。

漁 場 監 視 員 証

表

裏

	No. _____
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明します。	
	記
氏名	(年齢)
有効期限	
発行者 長瀬太郎生川漁業協同組合	印

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。 2. 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則を遵守するよう必要な指示を行わなければならない。
